

料金表

2025 年 5 月 1 日実施

エネラボ株式会社

I.適用

この料金表は、次の地域（離島地域を除く）に適用いたします。

- ア 北海道エリア北海道
- イ 東北エリア青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
- ウ 東京エリア栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
- エ 中部エリア愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
- オ 北陸エリア富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部
- カ 関西エリア滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
- キ 中国エリア鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
- ク 四国エリア徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）
- ケ 九州エリア福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県

II.契約種別

契約種別は次のとおりといたします。

契約種別		供給エリア
従量電灯	エネラボ電灯 FF プラン	北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州
動力	エネラボ動力 FF プラン	北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州

III.料金

料金は、最低料金または基本料金、電力量料金、別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金と別表「2（電源調達調整額の算定）」によって算定された電源調達調整額の合計とします。ただし、請求書等の発行手数料、工事費、その他の付随するサービスの料金や違約金等が発生する場合には合計して料金を請求いたします。

IV.最低利用期間

- (1)料金表で定める契約種別には最低利用期間があります。最低利用期間は料金の適用開始日から起算して24ヶ月といたします。
- (2) (1) で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、当社が定める期日までに以下の額（以下「解約事務手数料」といいます。）を支払っていただきます。解約事務手数料について支払を要する額は、契約事務手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

	税抜額	税込額（10%時）
解約事務手数料	10,000 円	11,000 円

- (3)当社は当社が定めるところにより、(2) に定める解約事務手数料の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

V.各契約種別の条件と料金単価

1.エネラボ電灯 FF プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のイおよびロいずれにも該当するものに、お客様の申込みにもとづき適用いたします。

イ

北海道，東北，東京，中部，北陸，九州エリアのお客様	契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。または，使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
関西，中国，四国エリアのお客様	使用する最大需要容量が原則 50 キロボルトアンペア未満であること。

- ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし，1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，契約利用場所の地域での周波数と同様とし，標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。

(3) 契約電力または最大需要容量

北海道，東北， 東京，中部，北 陸，九州エリア のお客様	イ 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペア，60 アンペアのいずれかを設定いただくか，契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。 ロ 送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。 ハ 当社が，お客さまからの契約電流変更のお申込を承諾した場合には，変更後の契約電流にもとづく基本料金を，変更を承諾した直後の検針日より，適用いたします。ただし，小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で，新たな需給契約の申込みと同時に，当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には，この限りではありません。 ニ イで定めた契約電流を超過する場合，当社が送配電事業者より受け取る，託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します ホ お客さまは，やむを得ない場合を除き，お客様が契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで，契約電流を変更することはできません。
関西，中国，四 国エリアのお客 様	最大需要容量が50 キロボルトアンペア未満であることの決定は，当社が送配電事業者より受け取る，託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します。

(4) 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約電流 10～60 アンペア、契約容量 6 キロボルトアンペア未満

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

b 契約容量 6 キロボルトアンペア超過の 1 キロボルトアンペアにつき

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
362.34 円	332.64 円	280.57 円	289.02 円	272.25 円	447.21 円	447.97 円	397.10 円	284.61 円

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。

電気使用量 1 キロワット時につき

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
37.00 円	37.00 円	34.00 円	29.00 円	32.00 円	28.00 円	32.00 円	32.50 円	27.00 円

2 エネラボ動力 FF プラン

(1)適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合

で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、契約利用場所の地域での周波数と同様とし、標準周波数 50 または 60 ヘルツといたします。

(3)契約電力

- イ 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における契約電力を引き継ぐものとします。
- ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ハ 当社が、お客さまからの契約電力変更のお申込を承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾した直後の検針日より、適用いたします。ただし、小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電力の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。
- ニ 契約主開閉器によらない契約電力の決定は、イで定めた契約電力を超過する場合、当社が送配電事業者より受け取る、託送供給等約款に従い算定されたお客様の使用電力量の負荷の実情に応じて決定します。

(4)料金単価

イ基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
1240.07 円	1170.80 円	988.25 円	1083.73 円	1103.85 円	1019.44 円	1047.52 円	1065.34 円	920.90 円

ロ電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季（7 月から 9 月）に使用された電力量には夏季料金を、その他季（10 月から 6 月）に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

a 従量料金夏季 1 キロワット時につき

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
28.00 円	27.00 円	27.00 円	17.00 円	26.00 円	15.00 円	26.00 円	25.00 円	17.00 円

b 従量料金その他季 1 キロワット時につき

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
28.00 円	25.60 円	25.50 円	15.50 円	25.00 円	13.30 円	25.00 円	24.00 円	16.00 円

(6)その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附則

実施期日

この料金表は、2025 年 5 月 1 日から適用し実施いたします。

別表 1

1.再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

- イ (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エ

エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2. 電源調達調整額の算定

(1) 電源調達調整

料金は、以下に定義する調達単価に応じて、電源調達調整額の還元または追加請求を合計し行うものといたします。

イ 供給管理単価

当社が負担する容量拠出金から需要予測を元に基準単価を算定いたします。基準単価は年度ごとに定め、当社ホームページで公表いたします。

ロ 電源調達調整単価の算定

電源調達調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$A < B$ の場合、電源調達調整額（還元） $= D + (A - B) \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{使用電力量 (kWh)}$

$A > C$ の場合、電源調達調整額（追加） $= D + (A - C) \times (1 + \text{消費税率}) \times \text{使用電力量 (kWh)}$

A 検針日の前月の 1 日～末日における日本卸電力取引所が公表するエリアプライスの平均値

B 当社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）

C 当社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）

D 当社が定める供給管理単価（下表のとおり）

北海道・東北・東京エリア

B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価	D 供給管理単価
6.00 円（税抜）	10.50 円（税抜）	年度ごとに公表

北陸・関西・中国・四国エリア

B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価	D 供給管理単価
5.00 円（税抜）	9.00 円（税抜）	年度ごとに公表

中部エリア

B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価	D 供給管理単価
5.00 円（税抜）	8.00 円（税抜）	年度ごとに公表

九州エリア

B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価	D 供給管理単価
4.00 円（税抜）	7.00 円（税抜）	年度ごとに公表